

令和4年度

足立区地域生活支援拠点等の  
整備・取り組みに関する報告書

令和5年2月

足立区地域生活支援拠点等

足立区障がい福祉課・障がい福祉センター

# 1 地域生活支援拠点等とは

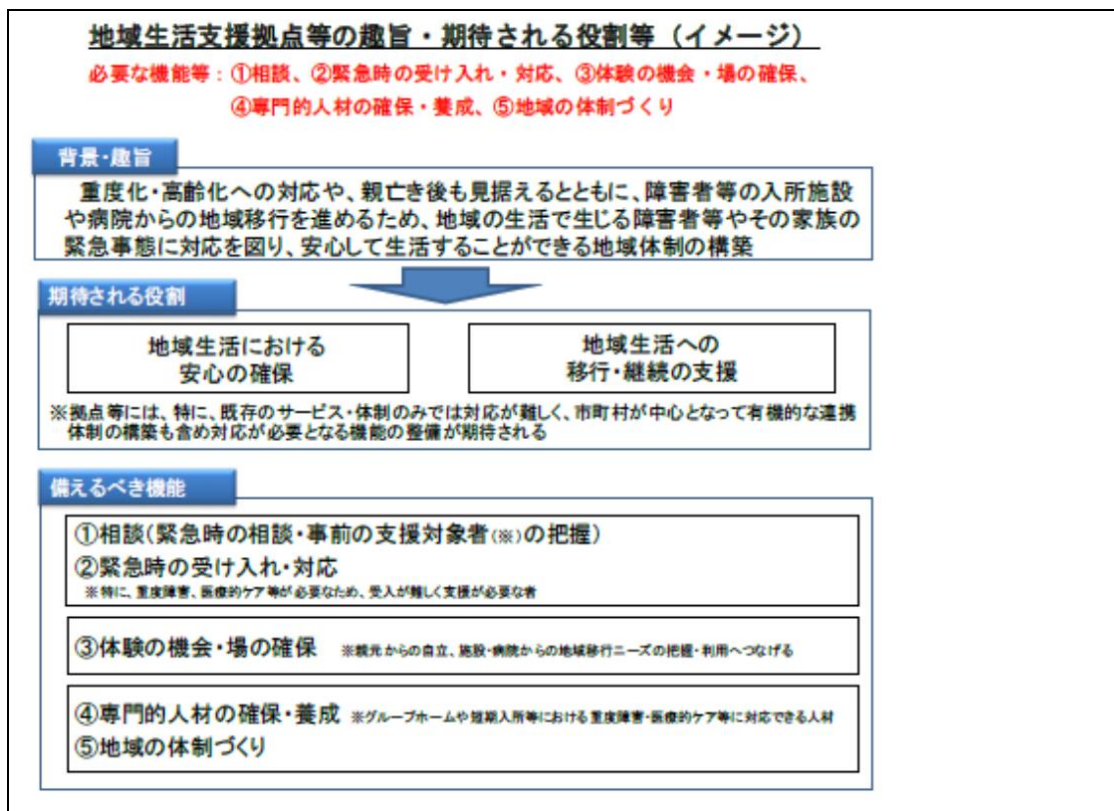
## (1) 障がい者が地域で安心して生活するために

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものです。必要な機能は①相談、②緊急時の受け入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つです。

地域生活支援拠点等については、次の2点を図ることが重要です。

- ・ 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- ・ 入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制の整備

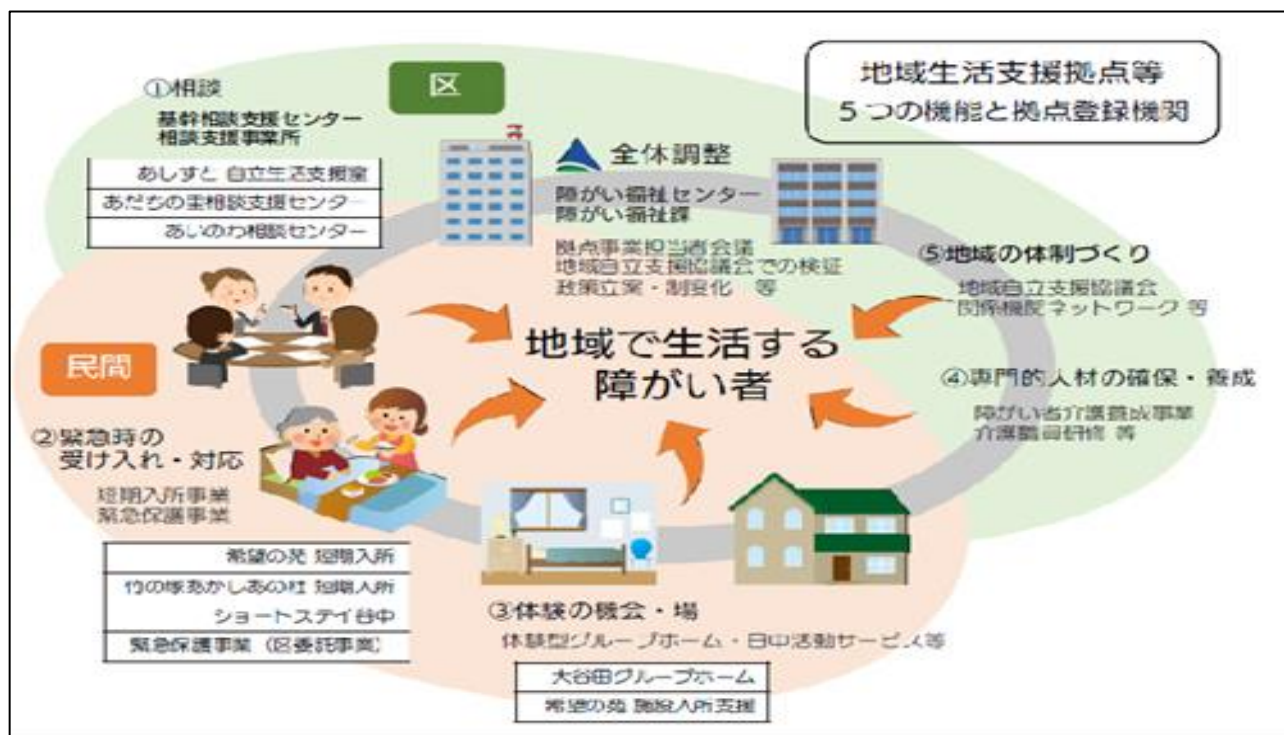
また、地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等（イメージ）は、厚生労働省の令和3年度障害者総合福祉推進事業（地域生活支援拠点等の運営実態の検証と効果的な機能の評価指標の開発）による「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運営状況の検証及び検討の手引き」（以下「検証手引き」）に次の通り示されています。



足立区では令和3年3月に、地域生活支援拠点等を「面的整備」として整備し、令和3年4月より事業を開始しています。「面的整備」とは、「地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を整備するもの」です。

「面的整備」とした背景ですが、令和元年度、「障がい者（児）実態調査」及び地域自立支援協議会等で検討した結果、区内には既に5つの機能を個別に有している区営及び民営民間事業所等があるため、「各事業所が役割を分担し、連携した支援体制を構築する面的整備型により整備する」との結論に至りました。

## (2) 足立区における地域生活支援拠点等の体系図



## (3) 面的整備型の機能分担

拠点等に 必要な機能	事業所など		役割
① 相談	* 障がい福祉センター自立生活支援室	基幹相談支援センター	緊急時の支援が見込めない世帯ご本人や家族等に、必要なサービスや調整を行う
	* あだちの里相談支援センター(知的) * あいのわ相談センター(身体)	相談支援事業所	
② 緊急時の受け入れ・対応	あだちの里(知的) あいの福祉会(身体)	緊急保護事業【区委託事業】	介護者の急病や障がい者の状況変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡などを行う
	* 希望の苑(知的) * 竹の塚あかしあの家なごみ・ショートステイ谷中(身体)	短期入所	
③ 体験の機会	* 大谷田グループホーム(知的)	体験型グループホーム【区委託事業】	共同生活援助等の障がい福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会の場を提供
	区内指定障害福祉サービス事業所	日中活動サービス	
④ 専門的人材の確保・養成	障がい福祉センター生活体験室	障がい者介護養成講座	多様な障がいに対し専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う
	社会福祉協議会	介護職員研修【区委託事業】	
⑤ 地域の体制づくり	事務局:障がい福祉センター	地域自立支援協議会	多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築
	事務局:障がい福祉センター等	関係機関ネットワーク会議	
	* 登録事業所		

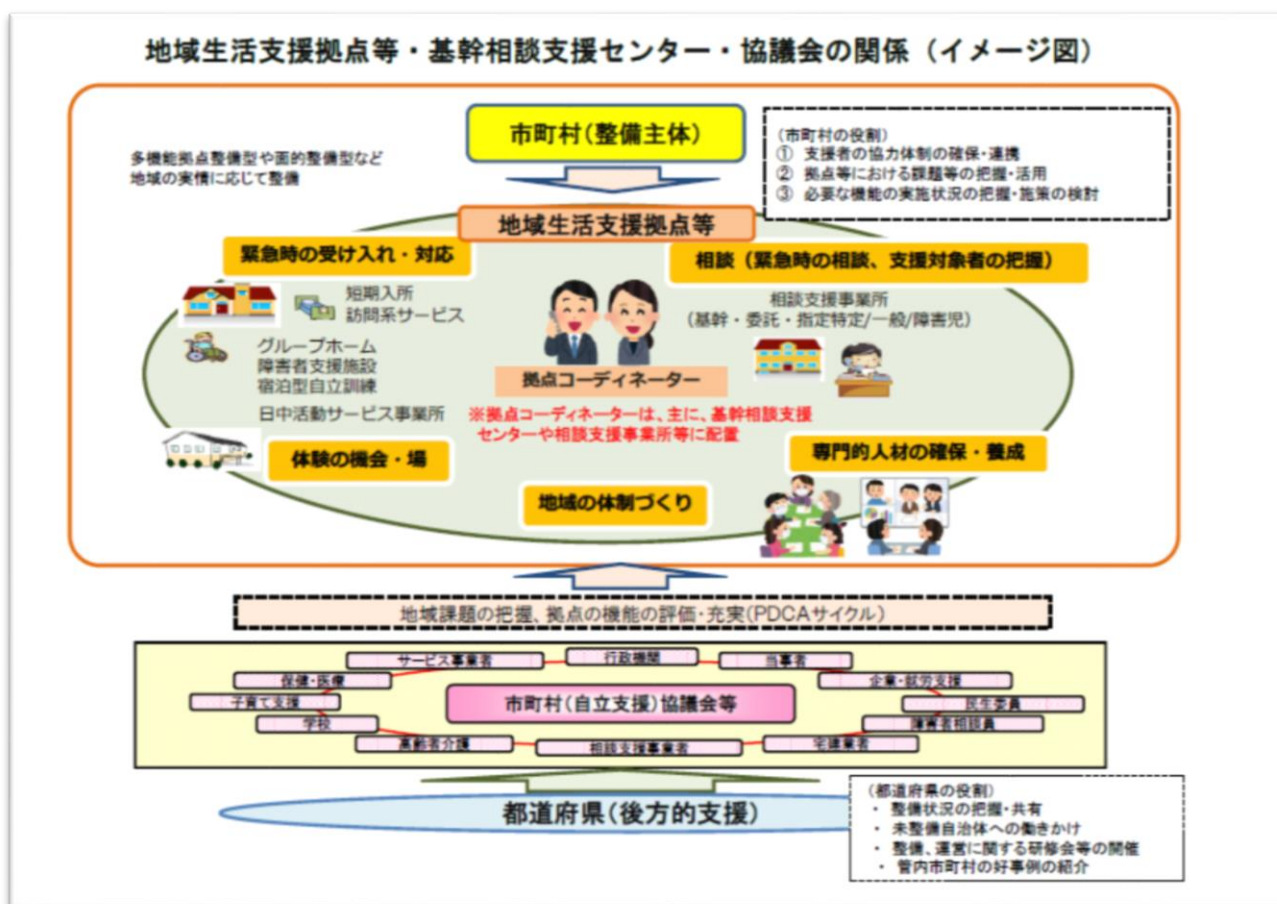
## 2 地域生活支援拠点等の評価・検証について

### (1) 自立支援協議会との連携について

国の第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。地域ニーズを踏まえて社会資源整備を図っていく上で、地域生活支援拠点等と地域自立支援協議会との連携が重要です。

足立区においては、以下のとおり検証・検討を行います。

- ・ 5つの機能を担う拠点担当者会議を開催（年4回程度）、支援状況を共有し課題を把握
- ・ 地域自立支援協議会において、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証
- ・ 地域自立支援協議会での検討を踏まえ、政策立案・制度化及び社会資源の整備促進（共同生活援助・短期入所・日中活動等）の検討



また、地域生活支援拠点等の詳細な報告は、本会議にて取り上げるには、内容が細か過ぎるため、他の自治体の例をみても、「専門分野に精通したメンバーでのコアな会議」を経て、本会議に報告するというプロセスがとられています。今後、同様に地域自立支援協議会への報告が求められている「日中支援型共同生活援助」と合わせ、評価を行う会議体を足立区ケアマネジメント評価会議に位置付けていく予定です。



## (2) 必要な機能と評価軸

「検証手引き」においては、次の通り「地域生活支援拠点等が必要な機能」の評価軸（a）～（g）と、運営状況の評価軸（h）の合わせて8つの評価軸が示されています。本報告書においても、各課題や取り組みを、評価軸8つ（a）～（h）と機能5つ①～⑤に分類します。

評価軸と機能の対応（手引きより）

### 地域生活支援拠点等が必要な機能の評価軸

区分Ⅰ：地域生活における安心の確保に関する機能		
区分Ⅱ：地域生活への移行・継続の支援に関する機能		
区分Ⅲ：地域の支援体制に関する機能		
区分Ⅰ	(a) 【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	(b) 【①相談機能】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保
		(c) 【②緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等の緊急時の受け入れ先の確保
区分Ⅱ	(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	(e) 【③体験の機会・場の確保】 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施
区分Ⅲ	(f) 【④専門的人材の確保・養成】 専門性の確保に向けた取組の実施	
	(g) 【⑤地域の体制づくり】 把握した障害者等の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施	

必要な機能と評価軸	本報告書での略
(a) 【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	(a) 【要支援者の事前把握等】
(b) 【相談機能】機能① 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保	(b) 【①相談機能】
(c) 【緊急時の受け入れ・対応】機能② 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保	(c) 【②緊急時受入】
(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	(d) 【地域移行ニーズ把握】
(e) 【体験の機会・場の確保】機能③ 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施	(e) 【③体験の機会・場】
(f) 【専門的人材の確保・養成】機能④ 専門性の確保に向けた取り組みの実施	(f) 【④専門人材】
(g) 【地域の体制づくり】機能⑤ 地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施	(g) 【⑤地域の体制】
(h) 【地域生活支援拠点等の運営状況】 地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築	(h) 【運営状況】

### 3 令和4年度の取り組みについて

#### (1) 令和4年度の重点課題

##### 【前年度抽出課題への取り組み状況】

現状の問題点	問題点の分析	令和4年度取り組み ※印は評価軸との対応
問題点1 緊急時に利用可能な短期入所事業所リストが共有されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談を受けた事業所が持っている情報量によって対応に差が出る</li> <li>短期入所事業所ごとの強み（対応可能な障がい等）がわからないと、一から問い合わせなければならず非効率</li> </ul>	拠点に必要な情報の共有 済 ※ (C) 【②緊急時受入】  援護係で把握している緊急時に利用可能な短期入所事業所リストの情報を統一様式でまとめて、援護係と拠点事業所で共有する。
問題点2 緊急時の連絡先が明確になっていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一された連絡先はなく、各自の判断で相談先を選んでいる</li> <li>本人や家族からの緊急時の連絡先を一本化するべきか（相談する時に緊急時とそうでない時の判断を本人・家族がする？）</li> <li>知的障がい者のみにある緊急枠をどうするか</li> </ul>	緊急時対応の現状、問題点、フロー作成 継続 ※ (b) 【①相談機能】  連絡先を一本かするには、現在「緊急受け入れダイヤル」はないため今すぐは困難。第一報連絡先はバラバラでも、その後の拠点等の役割を確認し、フロー図を更新する。知的障がいのみ緊急枠について、支給決定する援護係と拠点での緊急対応の役割については、フロー確定後検討。
問題点3 どの機関が中心に調整しているかわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの機関がイニシアチブをとるべきか</li> <li>現状では緊急時の対応フローがないため相談を受けた機関によって対応にバラつきがある</li> <li>緊急対応後の継続支援を担う機関とのつなぎも必要</li> </ul>	相談支援事業所の役割検討 ※ (b) 【①相談機能】  ➡問題点5と合わせて検討
問題点4 緊急受け入れの定義が明確になっていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急受け入れの定義が統一されていないと対応フローができて同じ対応ができない</li> <li>本人や家族にとっては緊急でも、支援者的には時間的余裕がある場合もある（対応はするが緊急対応ではないこともある）</li> </ul>	用語の整理 済 ※ (C) 【②緊急時受入】  地域生活支援拠点等で対応する緊急とは、「緊急利用者」の介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況となったときであり、「緊急利用者」の保護を行い、施設におけるサービスの支援を図る。 対象期間は上記の状況が生じる3日前 ➡当事者向けの表現は別途検討
問題点5 基幹相談支援センターの役割が明確になっていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では緊急対応において基幹相談支援センターは相談支援事業所と並列となっている</li> <li>拠点となっている相談支援事業所と他の相談支援事業所も同様</li> <li>拠点として対応する時には別な役割を担うべきか</li> </ul>	相談支援事業所の役割検討 ※ (b) 【①相談機能】  基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立生活支援業務が重なっており、位置づけが難しいが、基幹相談支援センターとして、拠点等のみならず求められる役割はあしすと検討中 ➡拠点等における3つの相談支援事業所の役割を検討

##### 【令和4年度重点課題】

- ① 拠点担当者会議の開催 ⇒ 地域課題の抽出・共有
- ② 緊急時対応の現状、問題点、フロー作成検討
- ③ 相談支援事業所の役割検討
- ④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 緊急受け入れ先情報、相談者情報の把握

## (2) 令和4年度地域生活支援拠点等担当者会議等の開催

地域生活支援拠点等担当者会 **重点課題① 拠点担当者会議の開催⇒ 地域課題の抽出・共有**

実施回	実施日	主な内容等
第1回	令和4年6月17日	緊急受け入れの現状の問題点の検討 流れの可視化や書式の共有化に向けた情報共有
第2回	令和4年8月19日 Web会議	緊急対応についての取り組み及び様式の検討 事前把握(トリアージ)についての取り組み計画
第3回	令和4年11月18日	緊急介護者派遣の検討、事例、地域移行について
第4回	令和5年1月27日	緊急対応、今後の展開に向けて 目標とする「フロー」、「コアチーム」のイメージの共有・・・コーディネーターと区の動き

### その他の会議・ネットワークの開催参加

会議・ネットワーク	実施日	内容等
足立区地域自立支援協議会本会議 第1回	令和4年6月2日	地域生活支援拠点等の取り組み報告
新宿区地域生活支援拠点等打ち合わせ参加	令和4年9月2日	地域生活支援拠点等の取り組み等情報交換
5ブロック知的福祉司会参加	令和4年9月21日	地域生活支援拠点等の取り組み等情報交換
足立区地域自立支援協議会くらし部会 第2回	令和4年9月27日	地域生活支援拠点等の取り組み報告
地域生活支援拠点等相談ワーキング	令和5年1月17日	相談支援事業所の役割検討
施設ネットワーク	令和5年3月2日	地域生活支援拠点等の取り組み報告

### (3) 課題と取り組み

<b>(a) 【要支援者の事前把握及び体制】</b> <b>緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的 要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有</b>	
目指している姿・目標	基幹的な役割を持つ事業所（拠点等）において、情報集約や共通化を図る仕組みを構築する
課題	緊急対応の事前準備が必要と思われる対象者についてどのように調査・把握していくか <b>重点課題④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 相談者情報の把握</b>
取り組み	取り組み 1 試行調査の検討 取り組み 2 トリアージを活用した対象者把握の試行 取り組み 3 障害支援区分 4 以上かつ 50 歳以上の支給決定状況調査 取り組み 4 支給決定されていない（サービスを利用していない）障がい者の事前把握の検討
<b>(b) 【相談機能】機能①</b> <b>把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保</b>	
目指している姿・目標	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、拠点コーディネーターを配置し、緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談を行う
課題	緊急時の連絡先が明確になっていない どの機関が中心に調整しているかわからない 基幹相談支援センターの役割が明確になっていない <b>重点課題③ 相談支援事業所の役割検討</b>
取り組み	取り組み 1 相談支援事業所の役割検討
<b>(c) 【緊急時の受け入れ・対応】機能②</b> <b>把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保</b>	
目指している姿・目標	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ体制を構築する
課題	緊急受入の定義が不明確である、緊急時対応の現状と問題をあきらかにして、新たなフローを確立する必要がある 緊急時受入・対応機関の情報共有や、受け入れ先の開拓・確保が必要 <b>重点課題② 緊急時対応の現状、問題点、フロー作成検討</b> <b>重点課題④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 緊急受け入れ先情報</b>
取り組み	取り組み 1 拠点等緊急対応に関する緊急受入れの定義や用語の整理 取り組み 2 現状の緊急時フローの確認 取り組み 3 緊急時受入・対応機関の情報共有や、受け入れ先の開拓・確保を検討 取り組み 4 新たなフロー確立に向けた課題検討



<b>(d)【地域移行のニーズ把握】</b> <b>入所施設・病院から地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握</b>	
目指している姿・目標	地域移行及び地域生活のニーズに対応できる地域資源の確保と支援の質を高める
課題	地域移行及び地域生活を継続させるには、どのようなニーズと課題があるのか
取り組み	取り組み 1 足立区における「地域移行」のニーズと課題を検討 取り組み 2 都自立支援協議会交流会・足立区居住支援協議会・「にも包括」について情報共有

<b>(e)【体験の機会・場の確保】機能③</b> <b>地域移行及び地域生活のニーズを踏まえた体験宿泊等の実施</b>	
目指している姿・目標	ニーズを踏まえ、グループホームの体験の機会・場を提供する
課題	各グループホームによる数日間の体験入居はあるが、月・年単位で継続して体験ができるグループホームは、足立区大谷田グループホームしかない
取り組み	取り組み 1 足立区における体験のニーズと課題を検討

<b>(f)【専門的人材の確保・養成】機能④</b> <b>専門性の確保に向けた取り組みの実施</b>	
目指している姿・目標	多様な障がいに対応できる体制の確保と人材の養成を行う
課題	福祉全般で人材不足が顕著で、ヘルパーの確保が緊急の課題となっている 強度行動障害、医療的ケア、ひきこもりその他、支援が困難な人の対応を行える人材は？ 養成の仕組みはあるか？現状ある仕組みを可視化できないか
取り組み	未検討

<b>(g)【地域の体制づくり】機能⑤</b> <b>地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施</b>	
目指している姿・目標	地域生活支援拠点等の機能充実のために、地域自立支援協議会等で機能の検証・検討を行い、不足している機能や資源、課題を整理する。
課題	短期入所や居宅介護等のネットワーク構築が必要
取り組み	取り組み 1 緊急対応等事例集積書式の共有（拠点等担当者及び障がい援護係から） 取り組み 2 担当者会にて事例から課題抽出 取り組み 3 拠点等事業所への登録要件や役割・機能「コーディネーター」の意味を確認

<b>(h)【地域生活支援拠点等の運営状況】</b> <b>地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築</b>	
目指している姿・目標	拠点等の機能や役割が障がい者・家族・関係機関・区民等に周知され、拠点等事業所と区、その他関係機関との連携体制が構築できている。
課題	区民等に対して拠点等の存在・役割をどのように周知していくか 事業所に対して、新たな拠点等事業所への登録要件や役割・機能をどのように説明していくか 足立区地域自立支援協議会と連携しどのような検証・評価を行っていくか
取り組み	取り組み 1 区のホームページに「地域生活支援拠点等」について掲載 取り組み 2 評価・検証方法の検討